

2025年1月14日

メディカル少額短期保険株式会社

令和6年12月28日からの大雪による  
災害救助法の適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

この度の災害で被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、この度の災害により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆  
様を対象に、以下の措置を実施いたしますので、これらの措置の適用をご希望されるお客様  
は弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 証券や自動継続通知書の再発行
2. 保険料のお支払いに関する猶予期間の延長

弊社フリーダイヤル：0120-900-358

(受付時間：土・日・祝日・年末年始休日を除く9:00～17:00)

●災害救助法適用地域

【青森県】 青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所  
川原市（ごしょがわらし） 平川市（ひらかわし） 南津軽郡藤崎町（みなみつ  
がるぐんふじさきまち） 南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち） 南  
津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら） 北津軽郡板柳町（きたつ  
がるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）